

令和元年6月

各 位

大阪市都市計画局
建築指導部建築確認課

磁気ディスク等による確認申請等における手数料の取扱いについて

これまで本市では、一般財団法人建築行政情報センター（以下「ICBA」という。）の「建築確認申請書作成プログラム」（以下「申プロ」という。）によって作成された確認申請等について、大阪市建築基準法施行条例第6条第1項に基づき、確認申請等手数料の額を2,000円減じることとしていましたが、平成24年4月1日以降は、申プロに代わる同法人の「確認申請プログラム」（以下「新申プロ」という。）によって作成された確認申請等について、確認申請等手数料の額を2,000円減じることとします。

担当：都市計画局建築指導部建築確認課
電話：06-6208-9291